福岡市プラント電気設備　一般仕様書　第8章　工事施工
新旧比較表（29/33）

<table>
<tr><th></th><th>改訂前</th><th>改訂後</th><th>改訂事項</th></tr>
<tr><td>P.8-42</td><td>

[3] そのほかの機器の接地工事

そのほかの機器の接地工事接地分岐線太さは，下表とおりとする。

系統名	断面積(mm²)
情報処理装置，無停電電源装置，直流電源装置　等	22　以上
監視盤，操作盤，計装盤，プログラマブルコントローラ盤，補助継電器盤，中継端子盤，電力変換器盤　等	14　以上
機側現場操作盤，計装機器　等	2.0　以上

[4] 極小規模施設の特例接地工事

接地幹線太さは，すべて 5.5mm² 以上の緑色ポリエチレン電線とし，接地分岐線は本仕様書に準じる。

第7条 第4項 接地工事の施工方法

(1) 接地極の埋設は，原則として監督員の立会いを受ける。
(2) 接地極は，なるべく湿気の多い場所でガス，酸などによる腐食の恐れのない場所を選ぶ。
(3) 接地極は地下 75 ㎝以上の深さに埋設し，接地線は地上 2.0m の部分まで合成樹脂管及び同等以上の絶縁効力及び強度を有するもので保護する。
(4) 接地線を鉄柱およびそのほかの金属体に沿って布設する場合は，接地極をその金属体より 1m 以上離隔布設する。
(5) 低圧電動機等の接地線は母線方式とし，これから分岐金物を介し分岐し，主回路配線と同一管に収め，各機器の接地端子に確実に接続する。
(6) 接地極埋設箇所付近の建築建屋内に各接地を一括した接地抵抗測定用試験端子箱を設ける。埋設箇所付近の建屋外の適当な位置に標示板を接地種別毎に設ける。
(7) 避雷針及び避雷器の EA と高圧機器等の EA 接地は共用しない。なお埋設にあたっては，相互の離隔を 2m 以上あける。
(8) 規定の接地抵抗値を得ることができない場合は，補助接地極などを使用する。
(9) 高圧ケーブル及び制御ケーブルの金属しゃへい体は，配電盤側の 1 箇所で接地する。また，計装用ケーブルの金属しゃへい体は，計装盤側の 1 箇所で接地する。
(10) 計器用変成器の 2 次回路は原則として配電盤側接地とする。
(11) 接地線には，要所においてその種別の表示をする事。
(12) 接地端子箱には，各種接地端子をすべて収納し，接地抵抗の測定が端子の切り換えにより可能なものとする。

</td><td>

[3] そのほかの機器の接地工事

そのほかの機器の接地工事接地分岐線太さは，下表とおりとする。

機器名	電線の太さ
監視盤・操作盤・電力変換器盤	5.5mm² 以上
PC・シーケンサ・計装盤・変換器盤	5.5mm² 以上
特殊電源装置	14mm² 以上
機側操作盤	2mm² 以上
中継端子盤・補助継電器盤	5.5 mm² 以上
汎用 UPS・プリンタ	3.5mm² 以上
計装機器	2mm² 以上

[4] 極小規模施設の特例接地工事

接地幹線太さは，すべて 5.5mm² 以上の緑色ポリエチレン電線とし，接地分岐線は本仕様書に準じる。

第7条 第4項 接地工事の施工方法

(1) 接地極の埋設は，原則として監督員の立会いを受ける。
(2) 接地極は，なるべく湿気の多い場所でガス，酸などによる腐食の恐れのない場所を選ぶ。
(3) 接地極は地下 75 ㎝以上の深さに埋設し，接地線は地上 2.0m の部分まで合成樹脂管及び同等以上の絶縁効力及び強度を有するもので保護する。
(4) 接地線を鉄柱およびそのほかの金属体に沿って布設する場合は，接地極をその金属体より 1m 以上離隔布設する。
(5) 低圧電動機等の接地線は母線方式とし，これから分岐金物を介し分岐し，主回路配線と同一管に収め，各機器の接地端子に確実に接続する。
(6) 接地極埋設箇所付近の建築建屋内に各接地を一括した接地抵抗測定用試験端子箱を設ける。埋設箇所付近の建屋外の適当な位置に標示板を接地種別毎に設ける。
(7) 避雷針及び避雷器の EA と高圧機器等の EA 接地は共用しない。なお埋設にあたっては，相互の離隔を 2m 以上あける。
(8) 規定の接地抵抗値を得ることができない場合は，補助接地極などを使用する。
(9) 高圧ケーブル及び制御ケーブルの金属しゃへい体は，配電盤側の 1 箇所で接地する。また，計装用ケーブルの金属しゃへい体は，計装盤側の 1 箇所で接地する。
(10) 計器用変成器の 2 次回路は原則として配電盤側接地とする。
(11) 接地線には，要所においてその種別の表示をする事。
(12) 接地端子箱には，各種接地端子をすべて収納し，接地抵抗の測定が端子の切り換えにより可能なものとする。

</td><td>

〔その他の機器接地工事表記内容の見直し〕

・表記内容の具体化

</td></tr>
</table>

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.8-44	(下記「改訂前」参照)	(下記「改訂後」参照)	〔表記内容の見直し〕

改訂前

第9条 第1項 塩害場所

塩害対策を必要とする範囲は下記の範囲とする。

適用区域	塩分付着量(mg/c ㎡)	海岸からの概略距離(km)
重塩害	0.35	0.1～1

塩害対策を必要とする材料は次のもの。

材料名	材質･仕様等
装柱機器 PAS・LA	重耐塩形
ケーブルラック	SUS・溶融亜鉛メッキ・樹脂製
ケーブルダクト	SUS・溶融亜鉛メッキ
プルボックス	SUS・溶融亜鉛メッキ・樹脂製

第9条 第2項 湿気場所

湿気対策を必要とする材料は次のもの。

材料名	材質･仕様等
ケーブルラック	アルミ･SUS・溶融亜鉛メッキ・樹脂製
ケーブルダクト	アルミ･SUS・溶融亜鉛メッキ
プルボックス	SUS・溶融亜鉛メッキ・樹脂製

プルボックスは底部に約 5mm 程度の水抜き穴を施す。

第9条 第3項 防爆場所

(1) 施工業者は施工前に防爆に関する検討を行い，見解書を提出する。

(2) 防爆場所は，シーリングフィッチング等の必要工事を行う。

第9条 第4項 腐食性ガスのある場所等

(1) 腐食性ガスのある場所又は発生する恐れがある場所は，図面又は特記仕様書による。

第9条 第5項 危険物等貯蔵場所

(1) 危険物等貯蔵場所及び貯蔵物は，図面又は特記仕様書による。

(2) 危険物等貯蔵場所の工事は，「危険物の規制に関する政令」及び「同規則」による。

改訂後

第9条 第1項 塩害場所

塩害対策を必要とする範囲は下記の範囲とする。

適用区域	塩分付着量(mg/c ㎡)	海岸からの概略距離(km)
重塩害	0.35	0.1～1

塩害対策を必要とする材料は次のもの。

材料名	材質･仕様等
装柱機器 PAS・LA	重耐塩形
ケーブルラック	SUS・溶融亜鉛めっき・樹脂製
ケーブルダクト	SUS・溶融亜鉛めっき
プルボックス	SUS・溶融亜鉛めっき・樹脂製

第9条 第2項 湿気場所

湿気対策を必要とする材料は次のもの。

材料名	材質･仕様等
ケーブルラック	アルミ･SUS・溶融亜鉛めっき・樹脂製
ケーブルダクト	アルミ･SUS・溶融亜鉛めっき
プルボックス	SUS・溶融亜鉛めっき・樹脂製

プルボックスは底部に約 5mm 程度の水抜き穴を施す。

第9条 第3項 防爆場所

(1) 施工業者は施工前に防爆に関する検討を行い，見解書を提出する。

(2) 防爆場所は，シーリングフィッチング等の必要工事を行う。

第9条 第4項 腐食性ガスのある場所等

(1) 腐食性ガスのある場所又は発生する恐れがある場所は，図面又は特記仕様書による。

第9条 第5項 危険物等貯蔵場所

(1) 危険物等貯蔵場所及び貯蔵物は，図面又は特記仕様書による。

(2) 危険物等貯蔵場所の工事は，「危険物の規制に関する政令」及び「同規則」による。

福岡市プラント電気設備　一般仕様書　第8章　工事施工
新旧比較表(31/33)

<table>
<tr><th></th><th>改訂前</th><th>改訂後</th><th>改訂事項</th></tr>
<tr><td>P.8-46</td><td>
配線完了後，監督員の指示に従い，絶縁試験を工事箇所，工事種別ごとに行う。
(5) 動作試験
(6) 電圧の適否
電動機の回転方向，操作装置の良否，必要に応じて負荷試験
(7) 各機器の機能の良否
配線，分電盤，各機器などの加熱，漏電の有無
(8) その他必要とする項目

第6節　試験及び検査
第1条 共通事項
第1条 第1項 試験及び検査体制
請負者は，検査等に必要とする材料及び人員そのほかの仮設材等を整え，試験及び検査が迅速，かつ円滑に実施できるように必要な体制を整える。
第1条 第2項 試験及び検査の種類
試験及び検査の種類は下記のとおり。
(1) 官庁検査
(2) 工場検査等
(3) 機器材料搬入の確認
(4) 予備検査
(5) 完成検査
第1条 第3項 費用の負担
試験及び検査に要する費用は，請負者の負担とする。
第2条 官庁検査
関係行政機関の検査を必要とするとき，請負者はこれに立会い，検査不合格品，不備な箇所等があったときは請負者の負担で取替え，又は修復して検査に合格させること。
第3条 試験及び検査
第3条 第1項 製品(工場)検査
(1) 本市が必要と認める機器類は，その製作が完了したとき，製作工場において，機器の組合せによる運転操作，処理機能等システムとしての機能検査等の製品(工場)検査(以下「製品検査」という。)を受ける。
</td><td>
配線完了後，監督員の指示に従い，絶縁試験を工事箇所，工事種別ごとに行う。
(5) 動作試験
展開接続図に基づき機器ごとに正常に動作するか確認する。
(6) 電圧の適否
電動機の回転方向，操作装置の良否，必要に応じて負荷試験
(7) 各機器の機能の良否
配線，分電盤，各機器などの加熱，漏電の有無
(8) その他必要とする項目

第6節　試験及び検査
第1条 共通事項
第1条 第1項 試験及び検査体制
請負者は，検査等に必要とする材料及び人員そのほかの仮設材等を整え，試験及び検査が迅速，かつ円滑に実施できるように必要な体制を整える。
第1条 第2項 試験及び検査の種類
試験及び検査の種類は下記のとおり。
(1) 官庁検査
(2) 工場検査等
(3) 機器材料搬入の確認
(4) 予備検査
(5) 中間確認及び中間技術検査
(6) 完成検査
第1条 第3項 費用の負担
試験及び検査に要する費用は，請負者の負担とする。
第2条 官庁検査
関係行政機関の検査を必要とするとき，請負者はこれに立会い，検査不合格品，不備な箇所等があったときは請負者の負担で取替え，又は修復して検査に合格させること。
第3条 試験及び検査
第3条 第1項 製品(工場)検査
(1) 本市が必要と認める機器類は，その製作が完了したとき，製作工場において，機器の組合せによる運転操作，処理機能等システムとしての機能検査等の製品(工場)検査(以下「製品検査」という。)を受ける。
</td><td>
〔表記内容の見直し〕
・表記内容の具体化
・中間確認及び中間技術検査追加
</td></tr>
</table>

福岡市プラント電気設備　一般仕様書　第8章　工事施工
新旧比較表(32/33)

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.8-47	(2) 本検査は本市監督員等により行うものとし，検査項目，検査方法等については，製品検査要領を作成し，事前に本市監督員等と協議の上決定する。 (3) JIS，JEM 等の規格のあるものはこれらに準拠して検査を行う。 (4) 社内検査の終了していないものは，原則として製品検査は実施しない。 (5) 製品検査の実施場所は，可能な限り同一工場とし，検査が能率的正確に実施できるように努める。 (6) 請負者は，製品検査の際は原則として社内検査担当者及び技術者，現場代理人を立会いさせる。 (7) 検査場所には設計図書(図面，仕様書)，承諾図書及び検査に必要な器具，人員等を準備する。 (8) 請負者が受験に先立って提出する製品検査申請書類には試験設備概要，試験実施要領，検査実施要領及び社内検査試験成績表等を提出して承諾を受ける。 (9) 製品検査終了後は，製品検査報告書及び検査試験成績表，そのほかの検査記録書及び検査の記録写真，指示事項，打合せ議事録を添付して，すみやかに監督員へ提出する。 (10) 製品検査終了後，現場への搬入保管が困難なものは，工場に保管することがある。 (11) 製品検査の対象品目以外でも，工場に保管することがある。 **第3条 第2項 機器材料搬入検査** (1) 工事現場に搬入する機器，材料は，監督員の検査を受けることを原則とする。 (2) 搬入機器材料は，製品検査試験成績表，合格証，社内検査試験成績表，各種証明書により適正であることが確認できるもの，又は仕様・そのほかの確認検査に合格したもの。 (3) 軽易な材料については搬入検査を省略することがある。 **第3条 第3項 官庁検査** (1) 工事対象物が電気事業法そのほか関係法令に基づき監督官庁の使用前検査を行う必要のあるものは，請負者の責務において受検に協力する義務を負うものとする。 (2) 受検に当たっては，事前に必要な資料を準備するとともにその順序・方法・人員配置及び分担等について充分打合せを行う。 (3) 受検当日の予定については，あらかじめ監督員の指示による。 **第3条 第4項 予備検査** 本市検査課の検査を受ける前に監督員が次の事項について検査を行う。 (1) 外観，構造，主要寸法検査並びに性能検査 (2) 規定・規格による検査 (3) 操作・模擬試験 (4) 組立て・据付状態の検査 (5) 実地操作試験・試運転 (6) そのほか本市が必要と認めるもの	(2) 本検査は本市監督員等により行うものとし，検査項目，検査方法等については，製品検査要領を作成し，事前に本市監督員等と協議の上決定する。 (3) JIS，JEM 等の規格のあるものはこれらに準拠して検査を行う。 (4) 社内検査の終了していないものは，原則として製品検査は実施しない。 (5) 製品検査の実施場所は，可能な限り同一工場とし，検査が能率的正確に実施できるように努める。 (6) 請負者は，製品検査の際は原則として社内検査担当者及び技術者，現場代理人を立会いさせる。 (7) 検査場所には設計図書(図面，仕様書)，承諾図書及び検査に必要な器具，人員等を準備する。 (8) 請負者が受験に先立って提出する製品検査申請書類には試験設備概要，試験実施要領，検査実施要領及び社内検査試験成績表等を提出して承諾を受ける。 (9) 製品検査終了後は，製品検査報告書及び検査試験成績表，そのほかの検査記録書及び検査の記録写真，指示事項，打合せ議事録を添付して，すみやかに監督員へ提出する。 (10) 製品検査終了後，現場への搬入保管が困難なものは，工場に保管することがある。 (11) 製品検査の対象品目以外でも，工場に保管することがある。 **第3条 第2項 機器材料搬入検査** (1) 工事現場に搬入する機器，材料は，監督員の検査を受けることを原則とする。 (2) 搬入機器材料は，製品検査試験成績表，合格証，社内検査試験成績表，各種証明書により適正であることが確認できるもの，又は仕様・そのほかの確認検査に合格したもの。 (3) 軽易な材料については搬入検査を省略することがある。 **第3条 第3項 官庁検査** (1) 工事対象物が電気事業法そのほか関係法令に基づき監督官庁の使用前検査を行う必要のあるものは，請負者の責務において受検に協力するものとする。 (2) 受検に当たっては，事前に必要な資料準備を請負者に指示し、受検の順序・方法・人員配置及び分担等について監督官庁および請負者と充分打合せを行う。 (3) 削除 **第3条 第4項 予備検査** 本市検査課の検査を受ける前に監督員が次の事項について検査を行う。 (1) 外観，構造，主要寸法検査並びに性能検査 (2) 規定・規格による検査 (3) 操作・模擬試験 (4) 組立て・据付状態の検査 (5) 実地操作試験・試運転 (6) そのほか本市が必要と認めるもの	〔表記内容の見直し〕

福岡市プラント電気設備　一般仕様書　第8章　工事施工
新旧比較表(33/33)

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.8-48	**第3条 第5項　完成検査** **[1] 一般事項** (1) 「現場試運転」及び「条予備検査」に合格後に本市検査課の完成検査を受ける。 (2) 受験時は，現場代理人及び主任技術者は必ず立ち会う。 (3) 検査に必要な測定器，工具，懐中電灯，脚立などの器具，材料，消耗品，配線及び人員を整え，検査が迅速かつ円滑に実施できるように留意する。 **[2]　完成時の検査項目** 工事の完成時に行う検査項目は次のとおりである。 (1) 書類に基づく確認検査 ① 設計図書，承諾図，検査試験成績表に基づく仕様，性能等の確認 ② 現場確認試験成績表に基づく仕様，性能等の確認 ③ 完成図書の検査 (2) 現場検査 ① 外観，構造，寸法，数量，組立て，据付，施工状態等の検査 ② 性能及び機能確認の検査 **第7節 完成図書等** **第1条 完成図書** 請負者は必要な完成図書等を「付則３完成図書等」により，工期内に提出する。	**第3条 第5項 完成検査** **[1] 一般事項** (1) 「現場試運転」及び「予備検査」に合格後に本市検査課の完成検査を受ける。 (2) 受験時は，現場代理人及び主任技術者は必ず立ち会う。 (3) 検査に必要な測定器，工具，懐中電灯，脚立などの器具，材料，消耗品，配線及び人員を整え，検査が迅速かつ円滑に実施できるように留意する。 **[2]　完成時の検査項目** 工事の完成時に行う検査項目は次のとおりである。 (1) 書類に基づく確認検査 ① 設計図書，承諾図，検査試験成績表に基づく仕様，性能等の確認 ② 現場確認試験成績表に基づく仕様，性能等の確認 ③ 完成図書の検査 (2) 現場検査 ① 外観，構造，寸法，数量，組立て，据付，施工状態等の検査 ② 性能及び機能確認の検査 **第7節 完成図書等** **第1条 完成図書** 請負者は必要な完成図書等を「付則３完成図書等」により，工期内に提出する。	〔表記内容の見直し〕

福岡市プラント電気設備　一般仕様書　付則
新旧比較表（1/8）

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.−		**本書の取り扱い** 本付則は，「福岡市プラント電気設備一般仕様書」を補完する資料として適用する。標準的内容を示すものとし，内容については監督員との協議等によるものとする。	付則の適用方法を記載

福岡市プラント電気設備　一般仕様書　付則
新旧比較表（2/8）

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.1～5	（下記「改訂前」参照）	（下記「改訂後」参照）	「官公庁届出一覧」全面見直し

改訂前

1　付則　1 官公庁届出一覧表

区分		申請・届出の名称	届出先	提出時期	摘要	法令
共通関係	道路使用等	道路占有，掘さく許可申請	道路管理者	着工前	目的,場所,期間,構造方法,時期,復旧方法	道路法32条，県，市条例
		道路使用許可申請	警察署長	〃	目的,場所,期間,方法	道交法77条
		支障移転請求	供給会社等	着工 30 日前まで		
		工事負担金	〃	〃		
	労働安全	総括安全衛生管理者選任報告書	労働基準監督署長	選任後遅滞なく		労働安全衛生規則　2条
		安全管理選任　〃	〃	〃		〃　4条
		衛生管理選任　〃	〃	〃		〃　7条
		クレーン設置届	〃	設置工事 開始 30 日前	つり上げ荷重 3.0 トン以上　明細書,組立図, 強度計算書,据付周囲状況,基礎概要等添付	労働安全衛生法88条，労働安全衛生令13条 クレーン等安全規則5条
		クレーン設置報告書	〃	あらかじめ	つり上げ荷重 0.5 以上 3.0 未満	クレーン等安全規則11条
		クレーン落成検査申請書	〃	事前に	つり上げ荷重 3.0 以上	労働安全衛生法38条3項 クレーン等安全規則6条6項
		第1種圧力容器設置届	〃	設置 30 日前まで	明細書,周囲の状況,配管の状況,構造	ボイラ及び圧力容器安全規則56条
		ボイラー設置届	〃	設置 30 日前まで	明細書,周囲の状況,配置,基礎,燃焼室及び 煙道の構造,監視の措置等の書面を添える	労働安全衛生法88条 ボイラ及び圧力容器安全規則10条 ,16条
		ボイラー及び第1種圧力容器 落成検査申請書	〃	事前に		労働安全衛生法38条 ボイラ及び圧力容器安全規則14条，15条
		ボイラー取扱主任者選任報告書	〃	〃		ボイラ及び圧力容器安全規則24条
		エレベータ設置届	〃	着工 30 日前まで	明細書,検査済証,組立図，据付箇所の周囲の状況	労働安全衛生法88条，クレーン則140条

改訂後

付則１　官公庁等届出一覧表

請負者は工事に必要な官公庁等に関する手続きを請負者の責任において行うこととする。下表を参考にするものとするが，届出先とは内容や提出期限等について事前の協議・確認を行うこと。また，下表以外の手続きについても遺漏のないよう留意すること。

区分		適用条件	申請・届出の名称	届出先	提出時期	関係法令
電気設備	電力	新しい施設に自家用電気工作物を設置する場合	保安規定届出書	九州産業保安監督部 電力安全課	使用の開始前	電気事業法 第42条 電気事業法施行規則 第51条
		保安規定の内容を変更する場合	保安規定変更届出書	九州産業保安監督部 電力安全課	変更後遅延なく	電気事業法 第42条 電気事業法施行規則 第51条
		新しい施設に自家用電気工作物を設置する際に，免状を受けている者から主任技術者を選任する場合	主任技術者選任届出書	九州産業保安監督部 電力安全課	選任後遅延なく	電気事業法 第43条 電気事業法施行規則 第52条
		新しい施設に自家用電気工作物を設置する際に，免状を受けていない者から主任技術者を選任する場合	主任技術者選任許可申請書	九州産業保安監督部 電力安全課	あらかじめ	電気事業法 第43条 電気事業法施行規則 第54条
		新しい施設に自家用電気工作物を設置する際に，主任技術者に2以上の事業場を兼任させる場合	主任技術者兼任承認申請書	九州産業保安監督部 電力安全課	あらかじめ	電気事業法 第43条 電気事業法施行規則 第52条 第53条の2
		発電所もしくは受電電圧10,000V以上の需要設備のうち，適用を受ける設備を設置する場合 燃焼能力が重油換算501/h以上の非常用発電装置を設置もしくは原動機の出力変更を伴う改造をする場合	工事計画届出書 〃　変更届出書	九州産業保安監督部 電力安全課	着工30日前	電気事業法 第48条 電気事業法施行規則 第65条 第66条
		工事計画書を提出する設備のうち，適用を受ける設備を設置する場合	使用前安全管理審査申請書	九州産業保安監督部 電力安全課	法令で定める時期	電気事業法 第50条の2 電気事業法施行規則 第73条の2の2
		工事計画届出書を提出する設備を他から譲り受けて使用する場合	自家用電気工作物 使用開始届出書	九州産業保安監督部 電力安全課	使用の開始後遅延なく	電気事業法 第53条 電気事業法施行規則 第87条 第88条
		電力需給の調整が行われているときに，3,000kW以上の容量の設備に新たに受電する場合	受電届	九州産業保安監督部 電力安全課	受電開始30日前	電気事業法 第27条 電気事業法施行令 第2条 電気使用制限等規則 第9条
	火災予防	高圧または特高の変電設備を設置または撤去する場合	変電設備設置届出書 〃　廃止届出書	所轄消防署 予防課	あらかじめ	福岡市火災予防条例 第44条
		固定して用いる内燃機関を原動力とする発電設備を設置または撤去する場合	発電設備設置届出書 〃　廃止届出書	所轄消防署 予防課	あらかじめ	福岡市火災予防条例 第44条
		4,800Ah以上の蓄電池設備を設置または撤去する場合	蓄電池設備設置届出書 〃　廃止届出書	所轄消防署 予防課	あらかじめ	福岡市火災予防条例 第44条
公害関係	騒音振動	出力7.5kW以上の圧縮機を設置する場合	特定施設設置届出書	福岡市環境局 環境保全課	着工30日前	騒音規制法 第6条 騒音規制法施行規則 第4条 振動規制法 第6条 振動規制法施行規則 第4条
		出力7.5kW以上の圧縮機を運用し始める場合	特定施設使用届出書	福岡市環境局 環境保全課	使用開始後30日以内	騒音規制法 第7条 騒音規制法施行規則 第5条 振動規制法 第7条 振動規制法施行規則 第5条
		特定施設の届出内容を変更する場合（数を減らす場合および種類毎の数を2倍以内の数に増加する場合および騒音の大きさの増加を伴わない場合は除く。）	特定施設の種類及び能力ごとの数・使用の方法変更届出書	福岡市環境局 環境保全課	着工30日前	騒音規制法 第8条 騒音規制法施行規則 第6条 振動規制法 第8条 振動規制法施行規則 第6条
	大気	燃焼能力が重油換算501/h以上のガスタービンもしくはディーゼル機関を設置する場合	ばい煙発生施設設置届出書	福岡市環境局 環境保全課	着工60日前	大気汚染防止法 第6条 第10条 大気汚染防止法施行令 第2条 大気汚染防止法施工規則 第8条
		ばい煙発生施設の構造等，届出の内容を変更する場合	ばい煙発生施設変更届出書	福岡市環境局 環境保全課	着工60日前	大気汚染防止法 第8条 第10条 大気汚染防止法施行令 第2条 大気汚染防止法施工規則 第8条
		届出したばい煙発生施設を運用し始める場合	ばい煙発生施設使用届出書	福岡市環境局 環境保全課	使用開始後30日以内	大気汚染防止法 第7条 大気汚染防止法施行令 第2条 大気汚染防止法施工規則 第8条

改訂事項

「官公庁届出一覧」全面見直し

福岡市プラント電気設備　一般仕様書　付則
新旧比較表（3/8）

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.7	（下表「改訂前」参照）	（下表「改訂後」参照）	原図用紙からA4サイズを削除 文言の変更

改訂前

2　付則　2　承諾図一覧表

図面名称	縮　尺	原図用紙	摘要
主回路接続図	Free	A1,A3,A4	
単線結線図			
三線結線図			
展開接続図		A3,A4	
主要機器(計装機器も含む)外形図	1/10,1/5	A1,A3,A4	主要寸法，数量，形式重量，材質及び要項を明示
〃　　組立て断面図			
〃　　断面詳細図			
〃　　全体配置平面図	1/100,1/50		
〃　　全体配置側面図			
〃　　リスト表	Free	A3,A4	機器名板の写し
計装機器フローシート		A1,A3,A4	機器配管，機械主要機器等
ラック･ダクトルート平面図	1/100,1/50	〃	
ラック･ダクトルート断面図		〃	
特高室，電気室，中央監視室などピット図(断面図も含む)	1/50,1/20	〃 〃	
配管配線図	1/100,1/50	〃	
市係員が指示する総合接続図	Free	A1,A3,A4	
〃　　機器外形図			
〃　　機器組立て断面図			
〃　　機器動作機構図			
〃　　機械関係図			機械との取合関係図，例えば送風機の関係盤（抵抗器など)など
〃　　設計計算書		A3,A4	
〃　　特殊塗装仕様書			
〃　　工場検査方案書			
付属品，予備品，保守用測定工具リスト			
全体実施工程図		A3，A4	

改訂後

付則２　承諾図一覧表

承諾図の標準的内容は下表のとおりとするが，内容については監督員との協議による。

図面名称	縮　尺	原図用紙	摘要
主回路接続図	Free	A1,A3	
単線結線図			
三線結線図			
展開接続図		A3	
主要機器(計装機器も含む)外形図	1/10 1/5	A1,A3	主要寸法，数量，形式重量，材質及び要項を明示
〃　　組立て断面図			
〃　　断面詳細図			
〃　　全体配置平面図	1/100 1/50		
〃　　全体配置側面図			
〃　　リスト表	Free	A3	機器名板の写し
計装機器フローシート		A1,A3	機器配管，機械主要機器等
ラック･ダクトルート平面図	1/100 1/50	A1,A3	
ラック･ダクトルート断面図		A1,A3	
特高室，電気室，中央監視室などピット図(断面図も含む)	1/50 1/20	A1,A3	
配管配線図	1/100 1/50	A1,A3	
監督員が指示する総合接続図	Free	A1,A3	
〃　　機器外形図			
〃　　機器組立て断面図			
〃　　機器動作機構図			
〃　　機械関係図			機械との取合関係図
〃　　設計計算書		A3	
〃　　特殊塗装仕様書			
〃　　工場検査方案書			
付属品，予備品，保守用測定工具リスト			
全体実施工程図		A3	

福岡市プラント電気設備　一般仕様書　付則
新旧比較表（4/8）

<table>
<tr><th></th><th>改訂前</th><th>改訂後</th><th>改訂事項</th></tr>
<tr><td>P.8</td>
<td>
3　付則　3　完成図書等
完成図書等は完成図書，完成図面，第二原図，CD-Rとし，監督員の指示によるものとする。

3.1 提出部数
提出部数は次のとおりとする。
図書名 ／ 部数
完成図書 ／ 3部
完成図面(A1 二つ折り) ／ 3部
完成図面(縮小 A3 二つ折り) ／ 3部
第2原図(A1 版) ／ 1部
第2原図(A3 版) ／ 1部
CD-R ／ 1 部
その他必要なもの ／ 1式

完成図書は以下に示す書類等により構成し，製本のうえ提出する。

3.2 完成図書の構成
① 取扱い説明書
② 運転指導書
③ 工場検査データ
④ 現地試験データ
⑤ 予備品リスト
⑥ 工具リスト
⑦ 付属品リスト
⑧ 故障時連絡一覧表
⑨ 塗料仕様書
⑩ 断熱工事仕様書
⑪ 防音工事仕様書　等
</td>
<td>
付則３　完成図書等
完成図書等の成果品は完成図書，完成図面，電子媒体を標準とするが，監督員との協議による。

第1条 提出部数
提出部数は下表を標準とするが，監督員との協議による。
成果品名 ／ 部数
完成図書 ／ 3 部
完成図面（A1二つ折り） ／ 3 部
完成図面（縮小A3二つ折り） ／ 3 部
電子媒体 ／ 2 部
その他必要なもの ／ 1 式

また，発注者が必要とする場合は原図も提出する。部数は下表を標準とする。
成果品名 ／ 部数
第２原図（A1版） ／ 1 部
第２原図（A3版） ／ 1 部

第2条 完成図書の構成
完成図書は以下に示す書類等により構成することを標準とするが，詳細については監督員との協議による。
(1) 完成図面
(2) 機器制作仕様書
(3) 運転要領書（制御フロー図）
(4) 表示・警報・インターロック一覧表
(5) 制御電源・盤内雑電源系統図
(6) 外部端子接続図
(7) 信号（伝送）項目表
(8) 取扱説明書
(9) 運転指導書
(10) 工場検査データ
(11) 現地試験データ
(12) 予備品，付属品リスト
(13) 故障時連絡一覧表
(14) 使用材料仕様書
(15) その他必要な資料
</td>
<td>
提出物および部数の標準を変更
標準であり監督員との協議により決定することを記載

完成図書の構成の見直し
標準であり監督員との協議により決定することを記載
</td></tr>
</table>

福岡市プラント電気設備　一般仕様書　付則
新旧比較表（5/8）

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.8,9	**3.3 完成図書の製本仕様** ① サイズは，A4 版とし，製本の厚さを一冊あたり 12cm 以内とする。 ② 1冊ごとに全体目次及びカラーインデックスをつけること。 ③ 表紙及び背表紙：厚紙で色は黒とする。 ④ 表紙及び背表紙に年度，工事名称，分冊番号，請負人名(会社名)を金文字で記入する。	第3条　完成図書の製本仕様 完成図書は以下に示す仕様にて製本する。 (1) サイズはA4版とし，製本の厚さは一冊あたり12cm以内を標準とする。 (2) １冊ごとに全体目次及びカラーインデックスをつける。 (3) 表紙及び背表紙は黒の厚紙を標準とする。 (4) 表紙及び背表紙に年度，工事名称，分冊番号，請負人名（会社名）等を記入し，表紙が黒である場合には金色の文字を標準とする。 背表紙：平成〇〇年度 [起工番号等を記載] (完成　平成〇〇年度) 〇〇処理場 〇〇電気設備工事 完成図書 (〇／〇) 株式会社 〇〇電設 表紙：平成〇〇年度 [起工番号等を記載] (完成　平成〇〇年度) 〇〇処理場　〇〇電気設備工事 完成図書 (〇／〇) (自　平成〇〇年〇〇月〇〇日) (至　平成〇〇年〇〇月〇〇日) 株式会社　〇〇電設 図 3-1 完成図書の表紙，背表紙例	製本仕様の文言変更 表紙例をp10から移動

福岡市プラント電気設備　一般仕様書　付則
新旧比較表（6/8）

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.9,10	（下記参照）	（下記参照）	（下記参照）

改訂前

完成図面は，以下に示す書類等により構成し，製本のうえ提出する。

3.4 完成図面の構成

① 目次
② フローシート
③ 配置図
④ 配線，配管ルート図
⑤ 外形図
⑥ 主回路接続図
⑦ 単線結線図
⑧ 展開接続図
⑨ 裏面(正面)接続図
⑩ 器具内部接続図
⑪ 配線系統図
⑫ その他

3.5 完成図面の製本仕様

① サイズは，A1 版の二つ折り及び A3 縮小版とする。
② １冊ごとに全体目次及びカラーインデックスをつけること。
③ 表紙及び背表紙は，厚軟紙で色は黒しする。
④ 表紙及び背表紙に年度，工事名称，分冊番号，請負人名(会社名)を金文字で記入する。

3.6 CD-R のデータ形式

下記のデータ拡張子を標準とし，監督員と協議の上決定する。

対象文書等	データ拡張子
図面	DWG･DXF･SXF･PDF
文書	DOC･PDF
画像	JPEG
電子データ化がし難いデータ	TIFF･JPEG･PDF

3.7 第二原図･CD-R の作成

① 作成対象は，完成図面の①～⑦及び⑪･⑫とする。
② 第二原図 A1 版の材質は，ドラガー用紙･マイラー用紙･トレーシングペーパを標準とする。
③ 第二原図 A3 縮小版の材質は，ポリエステルフィルムを標準とする。
④ 第二原図 A1 版は，図面筒入れに入れて提出する。
⑤ 第二原図 A3 縮小版はビニール袋に入れて，完成図面の製本使用に準じて製本する。
⑥ A1 版図面筒･第二原図縮小版 A3 ファイル･CD-R 表面及び収納ケースには，完成図書に準じた記入文字を入れる。

改訂後

第4条 完成図面の構成

完成図面は，以下に示す書類等により構成することを標準とするが，詳細については監督員との協議による。

(1) システム構成図
(2) 計装フローシート
(3) 三線結線図
(4) 単線結線図
(5) 展開接続図
(6) 機器外形図
(7) 盤内部実装(組立)図
(8) 機器配置図
(9) 配線，配管ルート図
(10) 配線系統図
(11) その他必要な図面

第5条 完成図面の製本仕様

(1) サイズはA1版の二つ折り及びA3縮小版を標準とする。
(2) １冊ごとに全体目次及びカラーインデックスをつけること。
(3) 表紙及び背表紙は，黒の厚軟紙を標準とする。
(4) 表紙及び背表紙に年度，工事名称，分冊番号，請負人名(会社名) 等を記入し，表紙が黒である場合には金色の文字を標準とする。

第6条 第二原図の仕様

(1) 作成対象は，完成図面の(1)～(6)及び(8)～(10)とする。
(2) 第二原図A1版の材質は，ドラガー用紙・マイラー用紙・トレーシングペーパを標準とする。
(3) 第二原図A3縮小版の材質は，ポリエステルフィルムを標準とする。
(4) 第二原図A1版は，図面ケース等に入れて提出する。
(5) 第二原図A3縮小版は透明なポケット式のファイルに入れて提出する。ファイルの製本仕様は完成図書に準じる。
(6) A1版図面ケース・A3縮小版ファイルには，完成図書に準じた記入文字を入れる。

第7条 電子媒体の仕様

電子納品の対象工事である場合は，「福岡市ＣＡＬＳ／ＥＣ電子納品の手引き(案)」によるものする。
電子納品の対象工事でない場合は，以下の内容を標準とし，監督員と協議の上決定する。

(1) データ形式

対象文書等	データ拡張子
図面	dwg，jww，dxf，sxf，pdf
文書	doc，docx，xls，xlsx，pdf
画像	jpg
その他のデータ	tif，jpg，pdf

(2) 電子媒体の種類
ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒ

(3) その他
電子媒体表面及び収納ケースには，完成図書に準じた記入文字を入れること。

改訂事項

完成図面の構成の見直し
標準であり監督員との協議により決定することを記載

完成図面の製本仕様の文言変更

第二原図の仕様を独立して記載

CD-Rでなく電子媒体とし、仕様を記載

福岡市プラント電気設備　一般仕様書　付則
新旧比較表（7/8）

<table>
<tr><th></th><th>改訂前</th><th>改訂後</th><th>改訂事項</th></tr>
<tr><td>P.10</td><td>3.8 表紙・背表紙の記入例
（記載例）
平成○年度
○○○(○)第○○号
（完成　平成○年度）
○○○○○○
○○○電気設備工事
完成図書
（自　年　月　日）
（至　年　月　日）
○○○○株式会社

（背表紙）
平成○年度　○○○(○)第○○号
（完成平成○年度）
○○○○○○
○○○電気設備工事　完成図書</td><td>第3条に移動</td><td>表紙・背表紙の記入例を完成図書の製本仕様に移動</td></tr>
</table>

福岡市プラント電気設備　一般仕様書　付則
新旧比較表(8/8)

<table>
<tr><th></th><th>改訂前</th><th>改訂後</th><th>改訂事項</th></tr>
<tr>
<td>P.11～23</td>
<td>
4　付則　4　施工計画書作成例
<table>
<tr><td colspan="3">○○○○○○課</td></tr>
<tr><td>課長</td><td>係長</td><td>係員</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
ゴム印
（サイズはＡ４とすること）
現場着工１ヶ月までに
提出のこと
平成　○年　○月　○日
（あて先）
福　岡　市　長
住所　　福岡市中央区天神1丁目8-1
請負者
氏名　　○　○　○　○株式会社九州支社
支社長　　○○　○○　印
作成者（現場代理人）○○　○○　印
届出印を使用のこと
施　工　計　画　書
平成　　年　　月　　日契約した請負工事の施工について，次のように計画しましたので提出します。
<table>
<tr><td>工　事　名</td><td>○○○　　　　○○○　工事</td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td>契約書通り</td></tr>
<tr><td>工事金額</td><td>￥　　　　　　記載のこと</td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td>平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日まで</td></tr>
</table>
</td>
<td>
付則４　施工計画書作成例
施工計画書は以下の例を参考に作成すること。
<table>
<tr><td colspan="3">○○局　○○課</td></tr>
<tr><td>課長</td><td>係長</td><td>係員</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
平成○○年○○月○○日
（あて先）
福岡市長
住　所　　福岡市○○区○○町○○番○○号
○○ビル
請負者　　○○電設株式会社　○○支店
支店長　　○○　○○　　印
作成者（現場代理人）　○○　○○　　印
施　工　計　画　書
平成○○年○○月○○日契約した請負工事の施工について、次のように計画しましたので提出します。
<table>
<tr><td>工　事　名</td><td>○○処理場　○○電気設備工事</td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td>福岡市東区○○一丁目１０番１０号</td></tr>
<tr><td>工事金額</td><td>￥　○○，○○○，○○○</td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td>平成○○年○○月○○日　から　平成○○年○○月○○日まで</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>「施工計画書作成例」の全面見直し
（最終ページまで）</td>
</tr>
</table>